

改正

平成20年9月19日条例第32号

平成26年3月24日条例第2号

信濃町長期振興計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、信濃町長期振興計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 信濃町長期振興計画に関し必要な審議を行うため、信濃町長期振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町長が定める長期振興計画に関すること。
- (2) その他町長が長期振興計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 信濃町教育委員会の委員 1人
- (2) 信濃町農業委員会の委員 1人
- (3) 信濃町区域内の各団体で、町長が必要と認める者 25人以内
- (4) 学識経験を有する者 3人以内
- (5) 公募による町民 若干人
- (6) その他町長が必要と認める者 若干人

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が指名する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月19日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。